

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第四項において準用する法第五十一条第二項第八号の規定により指定介護機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社エヌ・ビー・ラボ
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
神奈川県横浜市中区桜木町一丁目百一番地一クロスゲート七階
- 三 事業所の名称  
訪問介護事業所ひまわり埼玉西部
- 四 事業所の所在地  
埼玉県狭山市狭山十二番二十二号グリーンパレス二〇一号室
- 五 介護保険事業所番号  
一七二七〇一五五七
- 六 サービスの種類  
訪問介護
- 七 指定取消処分年月日  
平成二十八年八月二十九日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成二十八年九月二十九日